	請願文書表
受理年月日及び番号	令和3年5月28日 第9号
件 名	建設アスベスト被害の全面解決に向けて国に対し 意見書の提出を求める請願
請願者	文京区千駄木二丁目 23 番 7 号 東京土建一般労働組合文京支部 執行委員長 菅 原 学 外 1,370人
紹介議員	上 田 ゆきこ 海 津 敦 子 田 中 和 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

国は、建築物不燃化の一環として、アスベスト合有建材の使用を指定・促進してきました。アスベストの危険性は1960年代から知られていましたが、国内においては2004年に原則禁止されるまでアスベスト建材が使用されてきました。規制前に建てられた建築物等の解体工事は2028年頃にピークを迎えると予測されており、建築物の改修・解体工事に伴う粉じんの飛散により、建設業従事者や周辺住民は依然としてアスベスト曝露の危険にさらされています。

アスベスト疾患での労災認定件数は全国で毎年1000人を超えており、その6割近く を建設業従事者が占めています。またアスベストによる疾病は30年から40年という長 期間が経過した後に発症することが多く、労災認定までに亡くなってしまう事例が多いの が実情です。

「建設アスベスト訴訟」はアスベストの危険性を知りながら建材を製造、販売し続けた 建材製造企業と、規制を怠ってきた国に対し損害賠償を請求するものです。昨年12月に 最高裁が国の上告を不受理とし、全国の建設アスベスト訴訟で初めて、国の責任が確定し ました。これを受けて、同12月23日に田村憲久厚生労働大臣が原告に謝罪し、補償基 金制度の創設にむけた協議の場を設ける意向を表明しました。2月18日には与党建設ア スベスト対策プロジェクトチーム第1回会合が開催されています。2008年に東京地裁 に提訴してから12年が経過し、多くのアスベスト被害者が命を落としています。被害者 救済と、今後、新たな被害者を作らないため、アスベスト問題の全面解決に向けて、国会 及び政府に対して意見書の提出を求めるものです。

以下の事項について、国会及び政府に対して意見書を提出してください。

## 請願事項

- 1 長い裁判によることなく、建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が早期に賠償を受けられる補償基金制度の創設を求めること。
- 2 今後、建設現場でのアスベストの飛散と曝露を徹底的に防止するため、法的措置を含めた抜本的対策を直ちに講じること。